

榎野川漁業協同組合内共第7号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、榎野川漁業協同組合(以下組合という。)の有する免許を受けた内共第7号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、ふな、はや、うなぎ、ます類及びかきをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を組合に提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項に規定する遊漁料を同条第3項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・期間の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁具・漁法、ウ欄の統数の範囲でエ欄の期間内で行わなければならない。

ア 水産動物名	イ 漁具・漁法	ウ 統数の範囲	エ 期 間
あ ゆ	竿 釣 た も 網		6月1日午前6時から12月31日まで 同 上
こ い	竿 釣 た も 網		1月1日午前6時から12月31日まで 同 上
ふ な は や	竿 釣 た も 網		1月1日午前6時から12月31日まで 同 上

うなぎ	竿釣		1月1日午前6時から12月31日まで
	手釣		1月1日午前6時から12月31日まで
	たも網		同上
	竹籠又は箱	1人3ヶ以内	同上
	うなぎぐり(石倉)	1人3ヶ以内	同上
ます類	竿釣		3月1日午前6時から8月31日まで
かに	籠又は箱	1人3ヶ以内	9月1日午前6時から翌年4月30日まで
	手釣		同上

2 前項に規定するほか遊漁について次の制限を加える。

- (1) 全ての遊漁について、夜間灯火を使用する漁法は、これを禁止する。
- (2) あゆ以外の魚種の掛釣を行ってはならない。
- (3) かにを対象とする遊漁のうち、籠又は箱は組合に届出をしたものを使用し、その設置は他の漁法の妨げになってはならない。
- (4) 漁場の改造行為をしてはならない。(あゆの瀬付場等)
- (5) 漁場確保のため、竿等を置いたままその場所から離れてはならない。

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄の漁具・漁法によりウ欄の期間中、水産動物の採捕をしてはならない。

ア 区 域	イ 漁 具 ・ 漁 法	ウ 期 間	備 考
淋洗井堰から 下流500メートルまで	全漁法	9月20日から11月1日午前6時まで	あゆ産卵場保護
淋洗井堰から 下流35メートルまで	全漁法	3月1日から5月1日午前6時まで	あゆ、うなぎ他の さく河保護
福良井堰から高田橋まで	網類を使用する漁法	5月1日から9月21日午前6時まで	全魚種繁殖保護
仁保上郷旧河川プール から下流仁保川全域	毛針を使用する漁法	4月1日から6月1日午前6時まで	あゆ、はや繁殖保護
仁保川、坂本川合流点 から上流	たも網以外の網類の漁法	1月1日から9月21日午前6時まで	あゆ、はや繁殖保護
宮野新橋から上流 荒谷川、杖坂川合流点 まで	はやを対象とする遊漁で網 類を使用する漁法	3月21日から8月1日午前6時まで	はや産卵保護
	はやを対象とする遊漁でそ の他の漁法	5月1日から7月1日午前6時まで	
旧鰐石橋から上流	網類を使用する漁法	3月21日から8月1日午前6時まで	あゆ、はやの保護
免許区域内の魚道	全漁法	1月1日から12月31日まで	さく河保護
宮野湖(荒谷ダム) ダム本体から上流	舟釣り(ボート・イカダ等)、網 類を使用する漁法	1月1日から12月31日まで	

(全長等の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
こい	全長20cm以下
うなぎ	全長20cm以下
かに	甲長5cm以下
ます類	全長15cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁者が遊漁を行うときは、ア欄に掲げる水産動物ごとに、イ欄に掲げる漁具・漁法及びウ欄に掲げる等級別に、エ欄及びオ欄に掲げる区分により、カ欄に掲げる金額を組合に納付するものとする。ただし、遊漁者が小学生以下については、手釣、竿釣に限り無料とし、その他の漁法については、中学生に準ずる。また、肢体不自由者の時は、カ欄に掲げる年券に限り半額とする。

なお、第4項ただし書きに規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

ア名称	イ 漁具・漁法	ウ等級	エ遊漁者の 区分	オ期間	カ 遊漁料(税込)
あゆ ます類	竿 釣 たも網(あゆのみ)	参等	大人	1日	1,500円
				1年	5,500円
中学生	1日		700円		
	1年		2,700円		
かに	籠又は箱(3ヶ以内)		大人	1年	7,000円(注1)
			中学生	1年	3,500円(注1)
うなぎ	竹籠又は箱 (3ヶ以内)		大人	1年	7,000円(注1)
	うなぎぐり(石倉) (3ヶ以内)		中学生	1年	3,500円(注1)
こい ふな はや うなぎ	手釣(投げ込み釣) 竿釣(リールを使用するもの) たも網		大人	1日	1,500円
				1年	5,500円
かに	手釣(投げ込み釣を除く) 竿釣(リールを使用するものを 除く)	大人	1日	500円	
		中学生	1日	3,000円	
		中学生	1年	500円	
			1年	1,500円	

2 前項の規定にかかわらず、かに籠又は箱を使用する遊漁及びうなぎぐりを除き、等級、日券、年券の区分により納付した遊漁料と同等、又は低い額の遊漁は行うことができる。

3 かに籠又は箱、うなぎ竹籠又は箱、うなぎぐり(石倉)については、既に参等級の期間を1年間とする遊漁料を支払っている者については、それぞれの漁具・漁法ごとに大人は5,500円、中学生は2,700円との差額を新たに支払うものとする。(注1)

- 4 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

納付場所	住所
榎野川漁業協同組合	山口市平井340-1
藤井釣具店	山口市駅通り2丁目2-26
アンフィ 山口店	山口市矢田106-1
キャスト 山口店	山口市平井228-1
ポイント&ペグ 山口小郡店	山口市小郡平砂町6-7
かめや釣具 防府店	防府市高井1121-1

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1)承認を受けた者の氏名、住所
  - (2)承認期間
  - (3)魚種
  - (4)漁具・漁法
  - (5)遊漁区域
  - (6)遊漁料の額
  - (7)注意事項
  - (8)その他参考となる事項
  - (9)発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第4項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
  - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
  - 4 遊漁者は、淋洗井堰から下流500メートルまでの区域内において、川底をかくはんしてはならない。
  - 5 遊漁者は、遊漁において、常に河川の美化に努めなければならない。

6 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1)氏名

(2)有効期限

(3)注意事項

(4)その他必要な事項

(5)発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

附 則 この規則は、令和6年(2024年) 月 日から施行する。